○国土交通省告示第千二百九十二号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十四年八月二十四日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成二十四年十一月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の定格出力(kW)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⅱ－332	ヅツオカ　Ｚ ＡＥ－ＭＴ３	側車付オートバイ	ミツオカ ＭＴ３Ｍ	3.0	株式会社光岡自動車　富山県富山市掛尾町508番地の３

○国土交通省告示第千二百九十三号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十四年七月十三日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十四年十一月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3309	ヤンマー　Ｅ ＤＲ－105Ｂ	農耕トラクタ	ヤンマー ４ＴＮＶ94Ｈ	3.053	ヤンマー株式会社　大阪府大阪市北区鶴野町１番９号

○国土交通省告示第千二百九十四号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十四年七月二十七日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十四年十一月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3310	ヰセキ　ＫＤ Ｐ－Ｈ159	刈取脱穀作業車	ヰセキ　Ｅ ４ＤＧ	3.369	井関農機株式会社　愛媛県松山市馬木町700番地

○国土交通省告示第千二百九十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十四年七月二十七日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十四年十一月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3311	昭信　ＥＤ Ｍ－Ｈ４	農業用薬剤散布車	クボタ　Ｖ 1505	1.498	株式会社ショーシン　長野県須坂市小河原2156番地

○国土交通省告示第千二百九十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十四年八月十七日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十四年十一月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3312	三菱　ＫＤ Ｎ－ＶＣ63Ｂ	刈取脱穀作業車	三菱　Ｓ４ Ｑ２	2.505	三菱農機株式会社　島根県松江市東出雲町揖屋667番地１

○国土交通省告示第千二百九十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十四年八月二十九日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十四年十一月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3313	ヰセキ　Ｔ 189Ｆ	農耕トラクタ	ヰセキ　Ｅ 3112	1.123	井関農機株式会社　愛媛県松山市馬木町700番地

○国土交通省告示第千二百九十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十四年八月二十日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十四年十一月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3314	クボタ　ＫＤ Ｐ－Ｃ611	刈取脱穀作業車	クボタ　Ｖ 3800	3.769	株式会社クボタ　大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目２番47号

○国土交通省告示第千二百九十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成二十四年十一月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
農2280	ヤンマー　Ｃ１Ａ	ヤンマー株式会社	大阪府大阪市北区鶴野町１番９号

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１５０号

北海道登別市新生町１丁目20番地３
債務者　薩來　良子

1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
　　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１３号

北海道檜山郡上ノ国町字豊田４番地の１
債務者　木曽　静恵

1　決定年月日時　平成24年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
　　函館地方裁判所江差支部

平成２４年（フ）第１６号

北海道檜山郡上ノ国町字豊田２番地の３
債務者　宮本　絵美

1　決定年月日時　平成24年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
　　函館地方裁判所江差支部

平成２４年（フ）第１７号

北海道奥尻郡奥尻町字米岡１番地34
債務者　蠣崎　尚之

1　決定年月日時　平成24年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
　　函館地方裁判所江差支部